

当法人のハラスメント対策について

誰もが安心して過ごせる環境を目指して

法改正を踏まえたハラスメント対策

令和7年6月に公布された「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律等の一部を改正する法律」により、令和8年10月1日から、カスタマーハラスメントを防止するための措置が事業主の義務となります。

当法人においても、厚生労働省が示す指針等を踏まえ、利用者の皆さま、ご家族、地域の皆さま、職員など、当法人に関わるすべての方が互いに尊重され、安心して過ごせる環境づくりに取り組みます。

互いを尊重し、支え合う関係こそが、より良い福祉サービスにつながると私たちは考えています。

01 ハラスメントの防止

当法人では、次のようなハラスメントを防止するとともに、発生した場合には適切に対応します。

- パワーハラスメント
- セクシュアルハラスメント
- 妊娠・出産・育児・介護等に関するハラスメント
- カスタマーハラスメント
- その他、人格や尊厳を侵害する行為

02 当法人の取組

ハラスメントを防止するため、以下の取組を行います。

1. ハラスメント防止方針の周知
2. 職員への教育・研修
3. 相談・報告体制の整備
4. 発生した事案への迅速かつ組織的な対応
5. 再発防止に向けた検証・改善

03 ご意見・ご相談等への対応について

当法人は、ご意見やご相談には誠実に対応します。

誠実な対応

利用者の障害特性や心身の状態等を踏まえた支援上の対応と、意図的・継続的なハラスメント行為を適切に区別し、それぞれの状況に応じた対応を行います。

毅然とした対応

暴力・脅迫・著しい暴言・不当要求など、職員や他の利用者の安全・尊厳を損なう行為には、組織として毅然と対応し、必要に応じて警察・弁護士等の関係機関と連携します。

当法人は、支援上必要な対応と、ハラスメント行為とを分けて捉え、それぞれの状況に応じた公正な対応に努めます。

04 職員へのメッセージ

ハラスメント等の問題が発生した場合、職員は一人で対応せず、組織として対応します。困ったことや対応に迷うことがあれば、一人で抱え込まず、上司・管理者等に相談してください。

当法人は、職員が安心して業務に取り組むことができる環境を整えるとともに、利用者の皆さまにより良い福祉サービスを提供できる法人づくりを進めていきます。

掲載日：令和8年8月26日